

# 令和6年度有望輸出国における県産農林水産物等の販路回復事業 公募型プロポーザル募集要領

## 1 事業の目的

これまで最大55の国や地域であった福島県の農林水産物等の輸入規制は、49の国・地域で解除され、その数は6までに減少するなど、福島県産食品を本格的に海外に輸出できる環境が徐々に回復している。

このような中で、香港、台湾及び韓国において、交流会の開催及び現地イベント出展の取組を通じて、福島県の現状や安全・安心の取組、福島県産農林水産物の魅力などの情報発信を行うことで、福島県産農林水産物の風評払拭及び販路回復につなげることを目的とする。

## 2 事業概要

### (1) 委託業務名

令和6年度有望輸出国における県産農林水産物等の販路回復事業

### (2) 業務内容

別紙「令和6年度有望輸出国における県産農林水産物等の販路回復事業 業務委託仕様書(案)」のとおり

### (3) 委託期間

委託契約締結日から令和7年3月31日まで

### (4) 委託費の上限額

10,000千円(消費税及び地方消費税額を含む。)以内

## 3 主なスケジュール

項目	日程
公募開始※	令和6年9月30日(月)
質問書の提出期限	令和6年10月3日(木)15時まで
質問書への回答	令和6年10月7日(月)
参加申込書提出期限	令和6年10月9日(水)17時まで
企画提案書提出期限	令和6年10月17日(木)17時まで
一次審査(書面)結果の通知	令和6年10月22日(火)17時まで
二次審査(プレゼンテーション)	令和6年10月25日(金)予定
審査結果の通知	令和6年10月29日(火)予定
契約締結	令和6年10月30日(水)以降

※ 公示は、令和6年9月30日(月)から令和6年10月17日(木)まで行う。

## 4 参加資格に関する事項

参加資格の有無については参加申込書を基に確認を行い、その結果を「参加資格確認通知書(様式第3号)」により令和6年10月11日(金)までに通知する。

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、福島県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者の者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
- ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員。
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 県税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

## 5 募集要領等の入手方法

福島県農林企画課（以下、「農林企画課」という。）のホームページからダウンロードして入手すること。

なお、農林企画課窓口又は郵送等での配付は行わない。

## 6 質問等の受付

- (1) 受付期限  
公募開始日から令和6年10月3日（木）15時まで（必着）
- (2) 提出先  
「13 問合せ先及び提出先」のとおり
- (3) 提出方法  
質問書（様式第1号）により、電子メールにより提出すること。  
電子メールの件名は「令和6年度有望輸出国における県産農林水産物等の販路回復事業に関する質問書」とし、提出後は電話で受領確認をすること。  
なお、電話による質問は受け付けない。
- (4) 回答  
質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、農林企画課のホームページに掲載する。  
なお、質問に対する回答は令和6年10月7日（月）までに行う。

## 7 参加申込書等の提出

プロポーザルに参加する意志のある者は、以下により必要書類を提出すること。

なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

- (1) 提出期限  
令和6年10月9日（水）17時まで（必着）
- (2) 提出先  
「13 問合せ先及び提出先」のとおり
- (3) 提出書類  
ア 令和6年度有望輸出国における県産農林水産物等の販路回復事業プロポーザル方式参加申込書（様式第2号）  
イ 会社の概要や実施業務分野が記載された資料
- (4) 提出方法  
郵送、持参、又は電子メールにより提出すること。

- ※ 郵送による提出の場合は提出期限内必着で送付すること。
- ※ 持参による提出の場合、受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の8時30分から17時までとする。
- ※ 電子メールによる提出の場合、提出後に電話で受領確認すること。
- ※ 電話による参加申込は受け付けない。

## 8 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、7を行った上で、以下のとおり企画提案書等を提出すること。

- (1) 提出期限  
令和6年10月17日（木）17時まで
- (2) 提出先  
「13 問合せ先及び提出先」のとおり
- (3) 提出書類
  - ア 企画提案書及び工程表（記載内容等については9のとおり）
  - イ 事業経費積算書（様式任意、日本産業規格A4）
  - ウ 県から受注した委託業務実績一覧（令和3年度～令和6年度）
  - エ 海外におけるイベント運営・出展及び輸出業務の実績一覧（令和3年度～令和6年度）
- (4) 提出方法  
郵送又は持参により提出すること。
  - ※ 郵送による提出の場合、配達状況が記録できる方法を用いて、提出期限内必着で送付すること。
  - ※ 持参による提出の場合、受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の8時30分から17時までとする。

## 9 企画提案書の記載内容等

- (1) 記載内容  
以下の「提案1」から「提案5」までを具体的に記載した企画提案書を提出すること。
  - 提案1：方向性
    - ・ 本事業を実施する上での基本的な考え方
  - 提案2：事業展開提案
    - ・ 2についての具体的な提案
  - 提案3：本業務にかかる実施体制
    - ・ 本業務の目的を達成するための実施体制
  - ※ 本業務の遂行に当たっては、十分な経験を有する者を総括責任者として専従させることとし、専従予定者の所属・氏名を明記すること。
  - ※ イベント運営・出展及び輸出業務遂行のために連携が想定される輸出入事業者及び卸売業者等を具体的に明記すること。
  - ※ 再委託をする場合には、事業の主たる部分（総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）を請け負わせてはならない。
  - 提案4：見積書
    - ・ それぞれの費目毎の内訳及び積算根拠
- (2) 様式  
様式は任意とする。ただし、日本産業規格A4版で表紙を除き両面10枚以内（総数：20頁以内）とする。必要に応じてA3版の折込も可とするが、その際は2頁としてカウントする。
- (3) 提出部数  
10部（正本1部、副本9部）

- (4) 費用負担  
企画提案書等の作成等に要する費用は提案者の負担とする。
- (5) その他  
提出後における企画提案書等の内容変更、差替え又は再提出は認めない。

## 10 企画提案書等の提出に際しての留意事項

- (1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。
  - ア 提出書類が期限を過ぎて提出された場合
  - イ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
  - ウ 提出書類に不備があった場合
  - エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
  - オ 参加申込書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
  - カ プロポーザル審査委員会の委員又は関係者に企画提案に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が企画提案した場合
  - キ 本募集要領に違反すると認められる場合
  - ク その他、担当者が予め指示した事項に違反した場合
- (2) プロポーザル参加者は、複数の提案書を提出することはできない。
- (3) 提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出すること。
- (4) プロポーザルに要する経費等は参加者の負担とする。
- (5) その他
  - ア 参加者は、参加申込書の提出をもって本募集要領の記載内容を承諾したものとみなす。
  - イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対して任意で追加資料の提出を求めることがある。
  - ウ 提出された企画提案書等は返却しない。
  - エ 提案された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となる。

## 11 プロポーザルの審査に関する事項

- (1) 選定方法  
公募型プロポーザルの選定方式により、各参加者からの提案を受け、福島県はこれを総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定する。
- (2) 審査方法
  - ア 一次審査（書面審査）  
参加者の企画提案書について書面審査を行い、二次審査におけるヒアリング対象者（3者以内）を選定する。一次審査結果については令和6年10月22日（火）までに、企画提案書を提出した参加者全員に対して書面で通知する。
  - イ 二次審査（プレゼンテーション）  
一次審査で選定された対象者に対し、企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリングによる二次審査を実施する。
    - (ア) 開催日時及び会場  
日時 令和6年10月25日（金）（予定）  
場所 別途連絡する。  
※ 開始時間等詳細については後日連絡する。
    - (イ) 審査時間  
15分以内の説明（プレゼンテーション）と10分以内の質疑とする。
    - (ウ) 審査方法  
審査項目毎に審査基準、得点及びウエイトを付し、合計点により審査する。

a 審査項目毎の得点

点数	評価
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣る
1	劣る

b 審査基準、ウエイト及び配点

1	事業目的の理解度	加点率	配点
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業目的に対する理解度が深い</li> <li>・県産農林水産物の輸入規制の現状について理解しているか</li> <li>・香港、台湾及び韓国現地の現状をよく把握し、実効性のある提案となっているか</li> </ul>	× 3	15
2	事業展開		
	(1) 香港現地における交流会の開催		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者に対し、本県の安全性確保の取組や県産農林水産物の魅力等が十分に伝わり、販路回復につながる最適な内容となっているか</li> </ul>	× 6	30
	(2) 現地におけるイベントへの出展		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者の興味を引き、また、福島県産品の魅力を最大限に発信するための内容となっているか。</li> </ul>	× 4	20
3	業務の実施体制		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の遂行に必要なノウハウや実績を有しており、事業実施に必要な実施体制を整えているか</li> <li>・総括責任者は、業務を管理運営するために必要な知識、豊富な経験等を有しているか</li> <li>・業務を円滑かつ確実に遂行できる計画、スケジュールであるか</li> </ul>	× 5	25
4	事業費の妥当性		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施する上で適切な積算となっているか</li> </ul>	× 2	10
		合計点	100

(3) 業務委託予定者の選定

審査委員毎に企画提案書の評価採点を行い、審査票の合計得点により、審査委員毎に提案の順位を決定し、その平均順位が最も上位の提案者を業務委託予定者として選定する。なお、平均順位が最も上位の提案者が複数ある場合には、審査委員全員の総得点が最も高い提案者を業務委託予定者として選定する。

提案者が1者のみの場合は、各審査委員の合計得点の平均が60点以上であること

を選定の条件とする。

(4) 審査結果の通知及び公表

ア 審査の結果通知等

審査の結果は、プロポーザル参加者全員に対して書面で通知する。

また、審査結果を農林企画課のホームページに掲載し、業務委託予定者を公表する。

イ 審査結果に関する開示請求

選定されなかった者は、その審査結果通知の日の翌日から起算して2週間以内に審査結果について書面により求めることができる。

また、その開示は書面にて行い、請求書が到達した日から起算して10日以内に通知する。

なお、開示内容は「請求者及び選定された業務委託予定者の企業名」と「それぞれの審査時の総得点及び各審査委員の順位の平均」とする。

12 契約に関する事項

(1) 仕様書の協議

業務委託予定者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。

仕様書は業務委託予定者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおりには反映されない場合もある。

なお、業務委託予定者と県との間で行う協議が整わない場合又は業務委託予定者が契約を辞退した場合は、審査の総合評価が次点であった参加者と協議します。

(2) 契約金額の決定

協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取して決定する。

なお、見積金額は上限額を超えないものとする。

(3) 評価内容の担保

企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。

13 問合せ先及び提出先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号(福島県庁 西庁舎9階)

福島県農林水産部農林企画課(担当:鈴木)

電話:024-521-8027

E-mail:kikaku.aff@pref.fukushima.lg.jp